

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿部町移住定住促進条例(令和7年条例第10号)に基づき、鹿部町において住宅を新築又は購入するものに対し、住宅の取得に要する費用の一部を予算の範囲内において鹿部町マイホーム取得促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住に供するための住宅(延床面積の2分の1以上が自己の居住に供するための居住部分である併用住宅を含む。)をいう。ただし、基礎等で土地に定着している住宅に限る。
- (2) 子育て世帯 住宅の完成時点で高校生以下の子どもがいる世帯をいう。ただし、扶養し、かつ、同居している子どもに限る。
- (3) 移住者 補助金の申請時点において鹿部町以外の市区町村に住民登録がされている者で、購入した住宅の地番に住民登録をした者(予定を含む。)をいう。ただし、申請日前1年以内に鹿部町に住民登録がされていた者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 自らが居住する目的で住宅を新築又は購入し、所有権の登記名義人になる者。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 3親等以内の親族から住宅又は土地を購入した場合
 - イ 土地のみを購入し、当該年度内に住宅を新築又は購入しなかった場合。(やむを得ない事由がある場合を除く。)
 - ウ 国、道又はその他の団体等から本事業と重複する補助金等(公共事業に係る移転補償金等を除く。以下「その他補助金等」という。)の交付を受けている(予定を含む。)場合。ただし、新築住宅はこの限りでない。
- (2) 取得した住宅の所在地に住民登録したもの又はする予定の者
- (3) 取得した住宅に5年以上継続して居住することを誓約する者
- (4) 本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者でないこと。

- 2 取得した住宅又は土地の所有権登記を共有名義でした場合は、持分割合にかかわらず、共有名義人のいずれか1人を補助金交付対象者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅の新築又は購入に要した費用(取得する住宅の敷地として使用する土地の購入費、消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、次の各号に掲げる費用を除く。

(1) 土地の測量に係る費用

(2) 租税公課(住宅購入時に課税される消費税及び地方消費税を除く。)、仲介手数料、登記費用等の諸費用

(3) 引っ越しに係る費用

(4) 住宅のリフォームに係る費用

- 2 前項の規定による補助対象経費は、当該年度の2月末までに完了した費用を対象とする。ただし、天災等やむを得ない事由により期限までに完了できないときは、当町が特に認める場合に限り、当該年度の翌年度の12月末までの間(当該年度の3月末日までに完成する見込みのときは当該年度の3月末日まで)で期限を延長することができる。

(補助金の額)

第5条 住宅の新築又は購入に対する補助金の額は100万円とし、別表第1の左欄に掲げる項目に該当するときは、同表の右欄に掲げる額を加算した合計額とする。

- 2 前項に規定する合計額にその他補助金等を加算した額が、前条に規定する補助対象経費を超える場合は、その超える部分については交付しない。
- 3 第1項及び前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(固定資産税相当額の補助)

第6条 固定資産税相当額に対する補助金は住宅の新築又は購入後、鹿部町税条例(昭和25年条例第8号)に基づく固定資産税が賦課された年度から3年を限度とする期間の固定資産税とし、100円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てた金額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第4条の規定による補助対象経費に関する契約締結前に、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出

しなければならない。

- (1) 住宅の新築又は購入に係る見積書(中古住宅の購入の場合は、リフォームの内容が明らかとなる書類)
- (2) 住宅の位置図、立面図及び平面図
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 申請者及び世帯員全員の住民票(町内に居住している者を除く。)
- (5) 納税証明書(町内に居住している者を除く。)
- (6) その他補助金等の交付額(予定を含む。)が分かる書類の写し(申請予定又は交付決定前のときは申請書及びその他補助金等の内容が分かるものの写し)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書について、次の各号全てに該当する場合に限り、契約締結後であっても申請書を提出することができる者とする。ただし、本事業の最終年度にあつてはこの限りでない。

- (1) 11月から翌年3月までに契約締結した住宅であること。
- (2) 契約締結日の属する年度の3月末日までに事業完了する(予定を含む。)住宅でないこと。
- (3) 申請書を提出する時点で事業完了していないこと。

3 前項の規定による申請は、契約締結日の属する年度の翌年度の申請とする。

4 第1項の固定資産税相当額補助金に係る申請は、固定資産税相当額補助金交付申請書(様式第3号)において、住宅の固定資産税領収書及び明細書の写し、第1項第5号、及び第7号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)及び固定資産税相当額補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更又は承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、その申請内容に変更が生じたときは、速やかに鹿部町マイホーム取得促進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更による補助金の交付又は不交付を決定したときは、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業等実績報告)

第10条 第7条及び前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
- (2) 住宅の写真
- (3) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な場合)
- (4) 住宅の新築又は購入に要した費用の支払を証する書類の写し
- (5) その他補助金等の交付額(予定を含む。)が分かる書類の写し
- (6) その他町長が特に必要と認める書類

(完了検査及び交付額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、速やかに検査を行い、適正と認めたときは、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)及び固定資産税相当額補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付請求書(様式第11号)及び固定資産税相当額補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消し及び返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (4) 新築又は購入した住宅に5年間継続して居住しなかったとき。ただし、補助金の交付決定後に申請者が死亡し、親族のみ居住する場合はこの限りでない。

(5) 補助金を交付した後に、その他補助金等の交付により第5条第2項の規定による補助対象経費を超える補助金の交付が判明したとき。

(6) その他、町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付取消通知書(様式第13号)及び固定資産税相当額補助金交付取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

項目	交付限度額
子育て世帯	100万円
移住者	100万円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所
氏 名

印

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付申請書

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に関し、町長が町税等の納付状況の調査を行うことに同意します。

記

住宅の所在地	鹿部町字			
住宅の種別	☐ 新築 ☐ 建売 ☐ 中古			
住宅の構造・面積	造 階建て		延床面積 m ²	
住宅等の取得費用	住宅 円、土地 円 ※住宅及び土地の購入費に限る。			
工期又は購入日	年 月 日から 年 月 日（予定）			
入居する世帯員の 構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校等
同居する親族	住 所 鹿部町字			
	氏 名			
住宅の施工業者等 （不動産業者）	住 所			
	法人名・氏名			
	電話番号			

その他補助金等の交付（予定）

補助金等の名称	交付（予定）額（円）	交付（予定）年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

※ 国、北海道、その他団体等から補助金等の交付予定（これから申請する予定のものを含む。）があるときは、すべて記載すること。（公共事業に係る移転補償金等を除く。）

添付書類

- ☐ 住宅の新築又は購入に係る見積書（中古住宅の購入の場合は、リフォームの内容が明らかとなる書類）
- ☐ 住宅の位置図、立面図及び平面図
- ☐ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ☐ 申請者及び世帯員全員の住民票（町内に居住している者を除く。）
- ☐ 納税証明書（町内に居住している者を除く。）
- ☐ 国、北海道、その他団体等からの補助金等の交付額（予定を含む。）が分かる書類の写し（申請予定又は交付決定前のときは、申請書及び補助金等の内容が分かるもの写し。）
- ☐ その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓約書兼同意書

- 1 私は、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金の交付を申請するにあたり、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定に従い、鹿部町に 5 年以上定住することを誓約いたします。
- 2 私は、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 6 条の申請事項の確認のため、世帯員の住民登録情報及び町税等の納付状況、暴力団との関係の有無に関する調査等を町長が実施することに同意します。
- 3 私は、補助金の交付決定が取り消され補助金の返還命令を受けたときは、直ちに補助金を町に返還することを誓約します。

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

固定資産税相当額補助金交付申請書

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、固定資産税相当額助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 取得建物の所有者

2 助成金交付申請額 円（第3年次のうち 年次）
（100円未満切捨て）

3 添付書類

- （1）住宅の固定資産税領収書及び明細書の写し
- （2）納税証明書（町内に居住している者を除く。）
- （3）その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿部町マイホーム取得促進事業補助金について、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

項 目	交付限度額	交付額
補助基本額	100 万円	
子育て世帯	100 万円	
移住者	100 万円	

2 交付しないことに決定した場合の理由

--

第 号
年 月 日

様

鹿部町長



固定資産税相当額補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付について、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の可否 交付 ・ 不交付

2 交付しないことに決定した場合の理由

--

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所
氏 名

印

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿部町マイホーム取得促進事業補助金について、申請事項を変更したいので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更の内容				
住宅等の取得費用	住宅 円、土地 円 ※リフォーム費用が含まれる場合は除いた金額。			
工期又は購入日	年 月 日から 年 月 日（予定）			
入居する世帯員の 構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校等
同居する親族	住 所 鹿部町字			
	氏 名			
住宅の施工業者等 （不動産業者）	住 所			
	法人名・氏名			
	電話番号			

その他補助金等の交付（予定）

補助金等の名称	交付（予定）額（円）	交付（予定）年月日
		年 月 日

添付書類は変更分のみ提出してください。

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



鹿部町マイホーム取得促進事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった鹿部町マイホーム取得促進事業補助金について、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 変更前 円
変更後 円

変更後の交付決定額の内訳

項 目	交付限度額	交付額
補助基本額	100 万円	
子育て世帯	100 万円	
移住者	100 万円	

2 その他の変更事項

--

3 交付しないことに決定した場合の理由

--

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

鹿 部 町 長 様

住 所
氏 名

印

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた鹿部町マイホーム取得促進事業補助金について、事業が完了したので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

住宅等の取得費用	住宅 円、土地 円 ※リフォーム費用が含まれる場合は除いた金額。
工期又は購入日	年 月 日から 年 月 日（予定）
住宅の施工業者等 （不動産業者）	住 所
	法人名・氏名
	電話番号

その他補助金等の交付（予定）

補助金等の名称	交付（予定）額（円）	交付（予定）年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

添付書類

- ☐ 住宅の新築又は購入に係る契約書及び領収書の写し
- ☐ 住宅の写真
- ☐ 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な場合）
- ☐ 国、北海道、その他団体等からの補助金等の交付額（予定を含む。）が分かる書類の写し
- ☐ その他町長が特に必要と認める書類

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定の通知をした鹿部町マイホーム取得促進事業補助金については、交付額が確定したので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

2 留意事項

補助金交付対象者は、この通知書の受領後、速やかに鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



固定資産税相当額補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定の通知をした固定資産税相当額補助金については、交付額が確定したので、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 _____ 円

2 留意事項

補助金交付対象者は、この通知書の受領後、速やかに固定資産税相当額補助金交付請求書（様式第 12 号）を提出してください。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

鹿 部 町 長 様

請求者 住 所
氏 名

印

鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知を受けた鹿部町マイホーム取得促進事業補助金について、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関名		口座種別 (いずれかに ○)
支店名		普通 ・ 当座
(ふりが な) 口座名義人		
口座番号		

※ 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

鹿 部 町 長 様

請求者 住 所
氏 名

㊞

固定資産税相当額補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知を受けた固定資産税相当額補助金について、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに ○）
支店名		普通 ・ 当座
（ふりが な） 口座名義人		
口座番号		

※ 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した鹿部町マイホーム取得促進事業補助金については、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

記

1 取り消しの理由

2 交付済みの補助金額 _____ 円

3 返還すべき補助金額 _____ 円

4 返還金の納入期限 年 月 日

※返還金は、納入通知書により納入期限までに返還すること。

(不服申立て)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



固定資産税相当額補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した固定資産税相当額補助金については、鹿部町マイホーム取得促進事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

記

1 取り消しの理由

2 交付済みの補助金額 _____ 円

3 返還すべき補助金額 _____ 円

4 返還金の納入期限 年 月 日

※返還金は、納入通知書により納入期限までに返還すること。

(不服申立て)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。